

北九州 PCB 処理事業における変圧器・コンデンサーの処理の見通しについて

1. 変圧器・コンデンサーの処理状況

北九州 PCB 処理事業所におけるこれまでの変圧器・コンデンサーの処理状況を表 1 に示す。

表 1 平成 16 年度から平成 29 年 12 月末までの処理状況（試運転物を除く。）

		北九州事業エリア	東京事業エリア	豊田事業エリア (変圧器=車載)	大阪事業エリア
変圧器類	累積処理台数①	2,681 台	—	82 台	—
	累積登録台数②	2,696 台	—	111 台	—
	未登録台数	1 台	—	0 台	—
	累積処理対象台数③	2,697 台	—	111 台	—
	累積処理率 ①/③	99.44%	—	73.9%	—
	累積登録率 ②/③	99.97%	—	100%	—
コンデンサー類	累積処理台数①	48,985 台	5,567 台	—	—
	累積登録台数②	50,943 台	7,000 台	—	—
	未登録台数	20 台	0 台	—	—
	累積処理対象台数③	50,961 台	7,000 台	—	—
	累積処理率 ①/③	96.1%	79.5%	—	—
	累積登録率 ②/③	99.96%	100%	—	—

(注 1) 北九州事業エリアにおける累積処理対象台数③については、平成 29 年 3 月末現在の JESCO 登録状況、経済産業省による電気事業法届出状況及び平成 27 年 3 月末現在の環境省による PCB 特措法届出状況を用いて推計した数値。

(1) 変圧器

- ・北九州事業エリアにおいては累積処理対象台数の約 99.4%、累積登録台数の約 99.4%を処理した。全量処理に向けて処理委託契約の手続きを進めている。
- ・豊田事業エリアからの車載変圧器については、平成 27 年 7 月より計 82 台を順次処理を行っている。当初の計画では約 150 台を処理する予定だったが、豊田 PCB 処理事業所の設備改造効果により減数となり、合計で 111 台を処理する計画に変更したが、今後さらに減る見込みである。

(2) コンデンサー

- ・北九州事業エリアにおいては累積処理対象台数の約 96.1%、累積登録台数の約 96.2%を処理した。変圧器とあわせて全量処理に向けて処理委託契約の手続きを進めている。
- ・東京事業エリアからのコンデンサーについては、受入総数 7,000 台の計画に対して約 80%にあたる 5,567 台を処理した。

2. 変圧器・コンデンサーの期限内処理の見通し

(1) 現状

自治体と連携し、PCB 特別措置法及び電気事業法の届出並びに JESCO の登録を照合し、未処理事業者一覧を整理した。これにより、自治体、環境省地方環境事務所と連携して、変圧器・コンデンサー等の平成 29 年度中の処理完了若しくは処理委託契約締結に向け、未登録事業場に対して登録促進、未契約事業場に対して契約促進を行っている。

① 掘り起こし等の取組状況

- ・ 各自治体を中心に取り組みされている掘り起こし等の取組により、新たに見つかった変圧器、コンデンサー等の処理のための新規登録手続き事業場数は、表 2 に示すように 7 月以降も毎月 100 件前後となっていたが、11 月に入り減少傾向となっており、12 月は 61 件(変圧器 4 台、コンデンサー 70 台)だった。

表 2 北九州事業エリアの新規登録件数(台数：変圧器/コンデンサー)

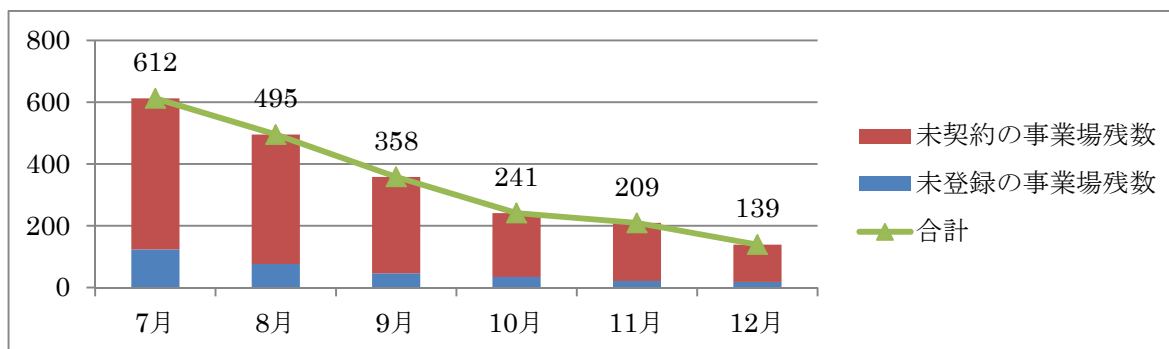
項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新規登録事業場数 (台数)	113 (0/167)	99 (0/129)	133 (0/241)	84 (0/107)	65 (1/111)	61 (4/70)

② 未登録、未契約の事業場数(台数)の推移

- ・ 7 月以降の処理委託契約件数は、概ね毎月 100 件～200 件の締結となっている。
- ・ この間の月平均新規契約数は表 2 の月平均新規登録数を大きく上回っており、今後も新規登録があったとしても、3 月までに十分契約完了できるペースで進めている。
- ・ 12 月末時点の未登録の事業場数(台数)は計 18 件(変圧器 1 台、コンデンサー 20 台)、未契約の事業場数(台数)は計 121 件(変圧器 4 台、コンデンサー 489 台)である。
- ・ 今年度中にすべての契約を締結すべく、JESCO 本社の支援体制強化や PCB 廃棄物適正処理推進費補助金の手続きを行う独立行政法人環境再生保全機構の申請受付日を増やして頂く等、契約手続きの迅速化を含めて関係者と協力して取り組んでいる。なお現状では、特例処分期限日(=計画的処理完了期限)までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た保管事業者はいない。

表 3 北九州事業エリアの月末時点での未登録、未契約の事業場数(台数：変圧器/コンデンサー)

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
未登録の事業場数 (台数)	123 (24/215)	76 (25/168)	46 (1/65)	34 (1/41)	21 (1/23)	18 (1/20)
未契約の事業場数 (台数)	489 (4/1,246)	419 (2/1,037)	312 (1/909)	207 (0/625)	188 (4/601)	121 (4/489)
合計	612 (28/1,461)	495 (27/1,205)	358 (2/974)	241 (1/666)	209 (5/624)	139 (5/509)



(2) 課題と処理の見通し

① 課題

未登録、未契約の保管事業者の中には、処理費用の工面が困難、処理制度に納得できないなど、何らかの理由で登録や契約手続きが進まない保管事業者が存在する。

処分期間の末日までに、このまま処理に応じていただければ、処分期間後に行政による改善命令や行政代執行の対象になる。

当社としては、処分期間内に処理委託契約を締結し、平成 30 年度の早い時期に処理されるよう働きかけているが、現在でも、当社による説得では処理委託契約に応じていただけない保管事業者については、自治体や環境省地方環境事務所にも対応を相談し、直接、保管事業者に対し電話や訪問指導等により説得を行っていただいているところであり、引き続き、緊密に連携をとり対応する。

万が一、処分期間を経過した場合には、直ちに法第 12 条に基づく改善命令の発出のために必要な手続きを開始されること、また、最終的な代執行の実施の可能性を見据え、必要な準備を進められることになっており、最終的には行政処分等の実施も含めて、契約を完了されるものと認識しております。(処分期間の末日までに契約に至らない可能性のある事業者は、今後の確認により日々変動があるが 12 月 21 日時点で 7 件。)

② 処理の見通し

12 月末時点で平成 30 年 1 月以降の変圧器の処理対象量は数台となっており、今年度中に処理は完了する予定。

一方、コンデンサーの処理能力は、年間 4,500 台程度である。12 月末時点で平成 30 年 1 月以降のコンデンサーの処理量は、約 3,400 台であり、今年度中には約 1,300 台の処理を予定している。残りの約 2,100 台は、平成 30 年度に処理を行うことで期限内処理を達成する。

上記の約 2,100 台のうち、半数は北九州エリアであり、ほとんどが少量保管事業者であることから平成 30 年度においても集中搬入期間を設定し、ルート回収にて効率的に搬入して処理を行う。残りの半数は東京エリアからの地域間移動のものであり、多量保管事業者が保管しており、計画的に搬入し、処理を行う。